

# 久御山町地域子育て応援補助金募集要項

## 1 趣旨

久御山町では、地域社会での子育て支援の促進を図るため、町内において子育て中の親又はその児童(中学生以下の子ども)を対象に活動を行う団体に対して、その活動に係る経費の一部を補助します。

## 2 対象活動について

子育て支援に関する活動

※ 活動に際して、チラシ等による広報活動を行うこと。

※ 町全域を対象とした活動の場合は、開催チラシの町内全戸へのポスティングなど広く参加を呼びかけること。(少なくとも各校区に1カ所ずつ配布すること。)また、来場者の駐車場(会場近辺に概ね 20 台以上。有料パーキングを含む)や送迎バス等、公共交通機関以外の来場方法を設定すること。

※ 自治会及び子ども会活動を除く。

<活動例>

地域での誕生日お祝い会、発達やおやこ遊びなど子育てに関する講習会の開催、公園や施設を利用したおやこで楽しめるイベントの開催、こども料理教室、絵本・紙芝居読み聞かせ会、おやこ遠足(味覚狩り等) など

## 3 対象団体について

- (1) 住民主体の地域組織であり、3名以上で構成されていること。
- (2) 代表者、組織及び運営等に関する規約を定めていること。
- (3) 宗教活動、政治活動及び営利活動を目的としていないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有する団体(者)でないこと。

## 4 補助額について

1団体につき1年度に上限 10 万円(※町全域を対象とした活動の場合、上限 15 万円)

- ・ 申請回数は、1年度に1回までです。
- ・ 町から他の補助金等を受けている場合は、経費が明確に区別できる必要があります。

## 5 補助対象活動の期間について

補助金の交付決定を受けてから着手し、令和9年3月末までに完了させる必要があります。また、活動終了後は、速やかに活動終了報告書等を提出してください。

## 6 補助対象経費について

報償費(外部の講師に限る。)、旅費(外部の講師に限る。)、需用費、役務費、使用料及び賃借料、そのほか町長が必要と認める経費

補助対象経費の具体例について		
1	報償費	外部講師への謝礼(※同講師に対しては1年度に3万円まで)
2	旅費	外部講師に支払う交通費
3	需用費	対象の活動を実施するために必要な消耗品費、印刷製本費、図書購入費、工作教材購入費(工作用の材料費も含む。)、参加者への景品・記念品(参加者1人あたり1,000円まで)、食糧費 〔 ・食材などの材料に限る。 ・有料にて提供するものについては含まれません(売上金を寄付する場合は、この限りではない)。 ・活動後、児童や保護者が持ち帰る分や、親睦・懇親を目的とした飲食費についても含まれません。〕
4	役務費	対象の活動を実施するために必要な郵送費、広告料、資材運搬費、銀行振込手数料、ボランティア保険料 など
5	使用料及び賃借料	対象の活動を実施するために必要なバス借り上げ料及びバスの駐車料金、会議室利用料、施設入場料(参加者1人あたり1,500円まで)
6	対象とならない経費	参加者の交通費、ガソリン代、お土産代、自動車やバイクなどの車両購入費、光熱水費、通信費、団体の構成員に対する人件費 など

※ 単価が1万円以上のものについては、原則として見積書の提出を求めますが、商品概要やパンフレット等でも代用可とします。

※ 備品購入費は対象外です。(備品購入費とは、単価がおおむね1万円以上であり、比較的長期(通常の状態でおおむね3年以上程度)の使用に堪えるものとします。)

## 7 申請について

交付申請書に関係書類を添えて、久御山町子育て支援課の窓口まで提出してください。また、交付決定後、金額を変更する場合は、変更交付申請書に関係書類を添えて、同窓口まで提出してください。

<申請開始日>

令和8年4月1日(水)

<提出方法>

窓口に直接持参(役場1階 子育て支援課)

※ 平日午前8時 30分から午後5時 15分まで

※ 申請受付から交付決定まで2週間～4週間程度かかりますので、ご了承ください。

【問い合わせ】 久御山町民生部子育て支援課子育て支援係

電話 : 075-631-9904 / 0774-45-3905

メール : kosodate@town.kumiyama.lg.jp